

# 開 発 協 定 書

名取市長（以下「甲」という。）と \_\_\_\_\_  
（以下「乙」という。）とは、開発行為に関して、名取市開発指導  
要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき次のとおり協定を締  
結する。

第1条 乙の行う開発行為の概要は、次のとおりとする。

- 一 開発区域の所在 名取市 \_\_\_\_\_
- 二 開発区域の面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- 三 予定建築物等の用途 \_\_\_\_\_

第2条 乙は、開発行為を行うにあたり、要綱及びこの協定を誠  
実に遵守しなければならない。

第3条 乙は、公益施設用地として \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>を甲に無償  
提供するものとする。

第4条 前条の公益施設用地の位置及び形状等は、事前協議が成  
立した土地利用計画図に明示したとおりとする。

2 乙は、公益施設用地の位置及び形状等を変更する場合は、甲  
と協議を行い、改めて協定を締結するものとする。

第5条 公益施設用地の所有権は、都市計画法第36条第3項に  
規定する工事完了公告の日の翌日以降、別に定める日に甲に移  
転するものとする。

第6条 公益施設用地については、所有権の完全な行使を妨げる  
ような瑕疵のないものとし、瑕疵あるときは、工事完了公告の  
日までに乙の責任においてこれを排除するものとする。

第7条 この協定の実施細目は、覚書をもって別に定めるものと  
する。

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項につい  
ては、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自  
1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 名取市長 山田 司郎

乙 住所

氏名

印

# 変更開発協定書

名取市長（以下「甲」という。）と \_\_\_\_\_  
（以下「乙」という。）とは、開発行為に関して、名取市開発指導要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき次のとおり協定を締結する。

第1条 乙の行う開発行為の概要は、次のとおりとする。

- 一 開発区域の所在 名取市 \_\_\_\_\_
- 二 開発区域の面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- 三 予定建築物等の用途 \_\_\_\_\_

第2条 乙は、開発行為を行うにあたり、要綱及びこの協定を誠実に遵守しなければならない。

第3条 乙は、公益施設用地として \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>を甲に無償提供するものとする。

第4条 前条の公益施設用地の位置及び形状等は、事前協議が成立した土地利用計画図に明示したとおりとする。

2 乙は、公益施設用地の位置及び形状等を変更する場合は、甲と協議を行い、改めて協定を締結するものとする。

第5条 公益施設用地の所有権は、都市計画法第36条第3項に規定する工事完了公告の日の翌日以降、別に定める日に甲に移転するものとする。

第6条 公益施設用地については、所有権の完全な行使を妨げるような瑕疵のないものとし、瑕疵あるときは、工事完了公告の日までに乙の責任においてこれを排除するものとする。

第7条 この協定の実施細目は、覚書をもって別に定めるものとする。

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 名取市長 山田 司郎

乙 住所

氏名

印